

令和7年3月18日策定  
令和7年12月18日追記

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間

### 2. 内容

#### 目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

＜取組み＞ 令和7年4月～

- 対策 ①学内広報紙、電子メール、掲示等で育児休業制度の利用方法等を随時紹介する。  
②出産・育児休業者の代替要員の確保に努める。  
③育児をしながら勤務を継続することをサポートする制度（育児時間、子の看護休暇、育児短時間勤務制度など）の周知に努める。

#### 目標2 年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

＜取組み＞ 令和7年4月～

- 対策 ①各部署において休暇計画表を作成するなどして取得を促進する。  
②学生の長期休業期間中や業務の閑散期を利用するなどして取得を促進する。  
③安心して年次有給休暇の取得ができるよう、業務の相互応援ができる体制の整備に努める。

以上